



児童手当 などの手続を しましょう！

問い合わせ／子育て支援課
☎55-2738 FAX 51-0247

	受給資格者など	請求者の所得制限など		手当の月額など		申請に必要なもの
児童手当	0歳～中学3年生修了前 (15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している人	所得制限限度額は、扶養人数によって異なります。給与収入の場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の額です。また、その額から医療費控除額などが控除されます。		■所得制限限度額未満の場合 《3歳未満》 一律 1万5,000円 《3歳以上小学6年生まで》 3人目以降 1万5,000円 1人目・2人目 1万円 《中学生》 一律 1万円 ■所得制限限度額以上の場合 一律 5,000円		●申請者の印鑑 ●申請者名義の預金通帳 ●申請者の健康保険証、もしくは年金加入証明書（用紙は子育て支援課にあります）
		扶養人数(例)	所得制限限度額			
		2人の場合	698万円			
		4人の場合	774万円			
児童扶養手当	次に該当する18歳以下の児童を監護している母または父、養育者で公的年金を受給していない人 ・離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない母子・父子家庭（事実上婚姻関係がある人は除く）、養育者 ・父または母が重度の障害の状態にある人 ※18歳以下とは、18歳に達した最初の3月31日まで。	全部支給	例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 95万円	児童1人 4万1,430円	2人目 5,000円増	●母子家庭などの確認書 ●申請者の戸籍謄本 ●申請者の印鑑 ●申請者名義の預金通帳 ●申請者と子どもの健康保険証 ●申請者の年金手帳
		一部支給	例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 268万円	児童1人 所得に応じて 9,780円～ 4万1,420円	3人目以降 3,000円増	
母子家庭等医療費	・20歳未満の児童を扶養している母子（父子）家庭の母（父）と児童 ・20歳未満で両親のいない家庭の児童 ・配偶者の身体に障害がある家庭の母（父）と20歳未満の児童	所得税が課せられていない世帯 ※ただし、所得税が課せられていても、扶養している児童の年齢・人数により、対象になる場合があります。		助成の範囲		●申請者の印鑑 ●健康保険証（対象者全員分） ●申請者名義の預金通帳 ●申請者の印鑑 ●健康保険証（対象者全員分） ●申請者名義の預金通帳 ●領収書
	小学校就学の始期から義務教育終了までの母子家庭などの児童で、1回の入院が14日を超えた場合	なし		保険診療分の医療費から、付加給付額及びそのほか補てんされた医療費を控除した額 ※保険診療の対象にならないもの（個室使用料・食事療養費・健康診断料・容器代など）は助成対象外です。		
一子ども医療費	対 象 年 齢	自 己 負 担 金				●申請者の印鑑 ●母子手帳 ●子どもの健康保険証 どの制度も、申請内容により、欄内の項目以外のものが、必要になる場合があります
	0歳～中学3年生修了前 (15歳到達後最初の3月31日まで)	通院の場合		入院の場合		
		1回 500円 500円に満たない場合はその額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし。 処方せんの交付により薬局へ行った場合は、薬局での自己負担金はありません。		1日 500円		

※「児童扶養手当」と「母子家庭等医療費」の手続は、申請者本人が子育て支援課へ。
※申請が済んでいる人は、手続の必要はありません。詳しくは子育て支援課へ。